



2021年9月27日

各 位

会社名 株式会社東京機械製作所
代表者名 代表取締役社長 都並 清史
(コード番号：6335 東証第1部)
問合せ先 総務部長 中野 実
(TEL：03-3451-8591)

(開示事項の経過)

株主による当社が2021年10月下旬に開催予定の臨時株主総会においてアジアインベストメントファンドらの議決権行使を許容する仮処分命令を求める申立てに関するお知らせ

当社が、2021年10月下旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本株主意思確認総会」といいます。）に関して、アジア開発キャピタル株式会社（以下「アジア開発キャピタル」といいます。）が、2021年9月22日に、アジア開発キャピタル及びアジアインベストメントファンド株式会社（以下、総称して「アジアインベストメントファンドら」といいます。）の所有する当社の株式に係る議決権行使を許容する仮処分を求める申立て（以下「本申立て」といいます。）を行った旨の開示を行ったことにつき、同月24日付けプレスリリース「株主による当社が2021年10月下旬に開催予定の臨時株主総会においてアジアインベストメントファンドらの議決権行使を許容する仮処分命令を求める申立てに関するお知らせ」にてお知らせしていたところですが、同月24日、以下のとおり、本申立てに係る申立書（以下「本申立書」といいます。）を受領いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 差止め請求に至った経緯

当社が2021年8月30日付け「当社株式の大規模買付行為等への対応方針に基づく新株予約権の無償割当て及び株主意思確認を臨時株主総会において行うことに関するお知らせ」においてお知らせしております本株主意思確認総会に関して、2021年9月22日、下記当社株主が東京地方裁判所に本申立てを行い、同月24日、当該裁判所から本申立書を受領いたしました。

2. 本申立てをした株主の概要（注1）

(1)	名称	アジア開発キャピタル株式会社（注2）
(2)	所在地	東京都中央区月島一丁目2番13号ワイズビルディング4階
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 アンセム ウォン シュウセン

(4)	所有株式数 (所有割合)	31,900 株 (所有割合 : 0.36%) (2021 年 9 月 22 日現在) (注 3)
-----	--------------	------------------------------------------------------

(1)	名称	アジアインベストメントファンド株式会社
(2)	所在地	東京都中央区月島一丁目 2 番 13 号ワイズビルディング 4 階
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 アンセム ウォン シュウセン
(4)	所有株式数 (所有割合)	3,454,000 株 (所有割合 : 39.58%) (2021 年 9 月 22 日現在) (注 3)

(注 1) 本申立書の記載に基づいております。

(注 2) なお、本申立書において、アジア開発キャピタルは、当社の株主であると主張しておりますが、アジア開発キャピタルは、2021 年 9 月 14 日時点の当社の株主名簿に記載されておらず、現時点で当社の株主であることは確認できておりません。

(注 3) 「所有割合」とは、当社の 2021 年 9 月 14 日時点の発行済株式総数 (8,728,920 株) から、同日現在の当社が所有する自己株式数 (2,437 株) を控除した株式数 (8,726,483 株) に対する割合をいい、小数点以下第三位を切捨てて記載しております。

3. 本申立てがあった年月日

2021 年 9 月 22 日

4. 本申立ての内容

(1) 本申立てがなされた場所

東京地方裁判所

(2) 本申立ての対象

本株主意思確認総会においてアジアインベストメントファンドらの議決権行使を許容すること

(3) 本申立ての理由

本株主意思確認総会における議案に係る決議要件の計算からアジアインベストメントファンドらの議決権を除外して取り扱うこと (以下「本取扱い」といいます。) が、会社法 308 条 1 項に違反し、また、会社法 831 条 1 項 3 号の趣旨にも反するといえるので、本株主意思確認総会は手続の適正を欠くことになるから、アジアインベストメントファンドらは、当社に対し、株主権 (議決権) に基づく妨害排除請求権を有し、また、保全の必要性も認められるため。

5. 今後の見通し

当社としては、本取扱いに関して、複数の著名な会社法学者の意見書も取得しており、適法かつ公正な取扱いであると考えており、また、そもそも、アジアインベストメントファンドらは、既に、新株予約権の無償割当ての差止めの仮処分の申立てを行っており、別途、本申立てを行う必要性がないこと等から、

本申立てについてはまったく理由のないものであると考えております。

今後の動向につきましては適時開示、当社 HP (<https://www.tks-net.co.jp/aif/>)、その他の方法により、適時適切にお知らせする所存です。

以 上